

横浜市南部ミニバスケットボール連盟規約

第1章 名称

(名称と事務所)

第1条 本会は、横浜市南部ミニバスケットボール連盟と称し、事務所を理事長所在のところに置く。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、横浜市南部地区（南区、磯子区、港南区、金沢区）のミニバスケットボール競技を統括し、代表する団体としてミニバスケットボールの普及発展と青少年の健全な心身の育成を目的とするとともに加盟チーム間の親睦をはかる。

第3章 組織

(組織)

第3条 本会は、平成16年4月1日の設立以降に登録された横浜市南部地区（南区、磯子区、港南区、金沢区）のミニバスケットボールチームをもって組織する。

第4章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種競技会及び交歓大会
2. 各種講習会
3. 指導普及ならびに啓発に関すること
4. その他目的達成に必要と認めた事業
5. 定期総会
6. 臨時総会
7. 常任理事会
8. 理事会
9. 役員会
10. 委員会

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第5条 本会は、下記の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 顧問 | 若干名 |
| 4. 理事長 | 1名 |
| 5. 副理事長 | 若干名 |
| 6. 代表 | 1名 |
| 7. 常任理事 | 若干名 |
| 8. 理事 | 若干名 |
| 9. 委員 | 若干名 |
| 10. 会計監査 | 若干名 |
| 11. 保護者会代表 | 若干名 |

(職務と選出方法)

第6条 本会の役員は次の選出方法で選出され、次の職務を行う。

(会長・副会長) 常任理事会の推薦によって決定する。会長は、本連盟を代表する。

副会長は、会長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。

(理事長) 常任理事会において常任理事の中から選出し、会長が委嘱する。

理事長は、本連盟のすべての業務を掌握する。

(副理事長) 常任理事の中より会長が推薦し、理事会の承認により会長が委嘱する。

副理事長は、理事長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。

(常任理事・理事) 常任理事は理事の中より理事長が推薦し理事会の承認をうける。

理事は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事の原案をもとに、理事会の承認の承認を受ける。

常任理事・理事は本会活動の為に会務を審議処理し、各委員会を分掌し執行する。

(委員) 委員は会務を審議処理し、各委員会の中で分掌し執行する。

(顧問) 常任理事会の推薦により会長が委嘱し、本連盟の重要事項の相談に寄与する。

※各委員会とは、総務、競技、審判、技術、広報、財務をいう。また、必要に応じ渉外部門を設ける。

「総務」は、本会活動の記録等の保管をするとともに事業推進などの庶務や通信連絡などの事務を行なう。

「競技」は、本会主催の大会を企画・運営する。

「審判」は審判技術等の向上の為に、ルール伝達などの業務を行なう。

「広報」は、新聞社など報道機関への連絡業務を行なう。また、ホームページの保守・運営を行う。

「技術」は、技術の向上の為、各種技術講習会の開催を行う。また、選抜選手選考や、それに係る選抜チームにおける指揮・責任者等を担う。

「財務」は、本会の会計業務を行う。

(任期)

第7条 本会役員の任期は2年とし、保護者会代表の任期は1年とする。

但し、再任は妨げない。

補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第6章 指導者

(指導者)

第8条 指導者は、スポーツ指導、健康づくり並びに青少年健全育成に熱意を有するものとする。

指導者が、本団体の理念に反する行為等があった場合は、理事会の議決を持ってそのチーム及び指導者に除名及び一定期間の指導停止期間などを設ける場合がある。指導者は本団体の指導者コンプライアンスの内容を熟知し、理解したとみなす。

第7章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び常任理事会、理事会、役員会、各種委員会とし、総会は会長が招集し、理事会、常任理事会は理事長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関とし次の通りとする。

総会は、本会役員と加盟チームの代表者によって構成される。

定期総会は年度始めに開催し、原則的に県・市の総会を受けて行う。

総会は、2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、その議決は、出席者の過半数の決議によって議決される。可否同数の時は、議長の決するところによる。

総会は次の事項を報告、及び審議を行う。

- ・ 予算、決算に関すること
- ・ 事業計画に関すること
- ・ 登録に関すること
- ・ その他重要事項

臨時総会は構成員の 3 分の 1 以上の署名による要求、または理事会が必要と認めた場合、会長が招集する。

(常任理事会・理事会)

第 1 1 条 常任理事会は必要に応じて開催し、前条の事項について企画立案する。

理事会は、必要に応じて開催し、重要事項について審議する。理事会で決定すべき事項についても、必要に応じて常任理事会で決済することができる。但し理事会において事後承認を得る。

(役員会)

第 1 2 条 役員会は、第 5 章、第 5 条に定める役員で構成し、定例役員会は年 3 回開催する。

その他、必要に応じて開催し、次の事項を協議し決定する。

- (1) 事業、予算の執行に関すること。
- (2) 事業報告書、決算報告書に関すること。
- (3) 事業計画案、予算案の作成に関すること。
- (4) 委員会に関すること。
- (5) その他必要と認められたこと。

役員会は、会長が招集する。

役員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立とする。

役員会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第 1 3 条 委員会は常任理事が必要に応じて開催し、委員会の職務に対し、重要事項について審議する。

第8章 会計

(資金)

第14条 本会の経費は、登録金、大会参加費、各種補助金、協賛金等の収入をもって、これに当てる。

(資金管理と承認)

第15条 本会の資金は、財務が管理し、理事会の決定及び会長の指示により執行する。

本会の予算案は財務が作成し、総会の承認を得なければならない。

決算報告書は財務が作成し、会計監査員の監査のもとに総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌3月31日までとする。

第9章 登録

(登録資格と手続き等)

第17条 本会に加盟する団体は、本会の主旨を尊重し、次の条件を満たした団体とする。所定の登録申請書を定期総会の日に提出する。ただし、年度途中の場合は理事会の承認で代行できる。

なお、次の申請事項を満たしていること。

- ①団体の名称
- ②保護者会代表者の氏名
- ③団体責任者の氏名、住所
- ④指導者の氏名、住所
- ⑤登録会員の氏名、学年
- ⑥団体保険に加入していること
- ⑦主たる活動場所

(登録手続き等)

第18条 本会に新規登録する者は新規用の所定の登録申請書により登録手続きを行なう。

なお、継続する者は所定の登録用紙を定期総会時に提出した段階で登録とみなす。

また、連盟登録チームは、理事会で決定した年間登録金を納入しなければならない。

(登録資格の喪失)

第19条 本会の加盟団体で、次の場合はその資格を失う。

1. 登録有効期間（定期総会）を過ぎても更新手続きを取らなかったとき。
2. 登録団体から脱退の申請があり、理事会でこれを認めたとき。
3. 上記2. については、理事会において協議し、総会において議決する。
4. 除名されたとき。

(除名)

第20条 本会の加盟団体が次の各号に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その加盟団体に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、規約に違反したとき。
- (2) 本団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。また、登録団体内の和を乱す行為をしたとき。(搬出金品の不返還)

(搬出金品の不返還)

第21条 既納の年間登録費、大会参加費、及びその他の搬出金品は、返還しない。

第10章 規約改正

(規約改正)

第22条 本会会則は、理事会の決定により発議し、総会において出席会員の2/3以上の承認を得て成立する。

第11章 守秘義務

(守秘義務)

第23条 本会の活動を通して知り得た個人情報の扱いには、十分配慮し、第三者へ情報漏えい等が無いよう、守秘を厳守するものとする。

第12章 細則

(登録団体への選手登録について)

第24条 選手登録に関するルール、守るべきモラルについては、神奈川県ミニバスケットボール連盟加盟登録規定に準ずる。

第13章 附則

第25条 本規約は、平成25年4月1日より発効する。

第26条 ミニバスケットボールの対象者は12歳以下の小学生とする。

第27条 本団体会主催の事業において事故がおきた場合、救急処置はするが当会では、責任は取らない。

第28条 この規約を実行するために必要な細則は、別に定める事ができる。

第29条 この団体の役員は、第5章 第5条及び第7条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。